

前 金	部 分 払
有	一 回

令和 5 年 度
河 川 事 推 第 1 - 1 号

津市モーターボート競走場防風ネット改修に係る実施設計業務委託設計書

委託仕様は特記以外は業務委託共通仕様書(三重県)及び業務委託監督員の指示による。

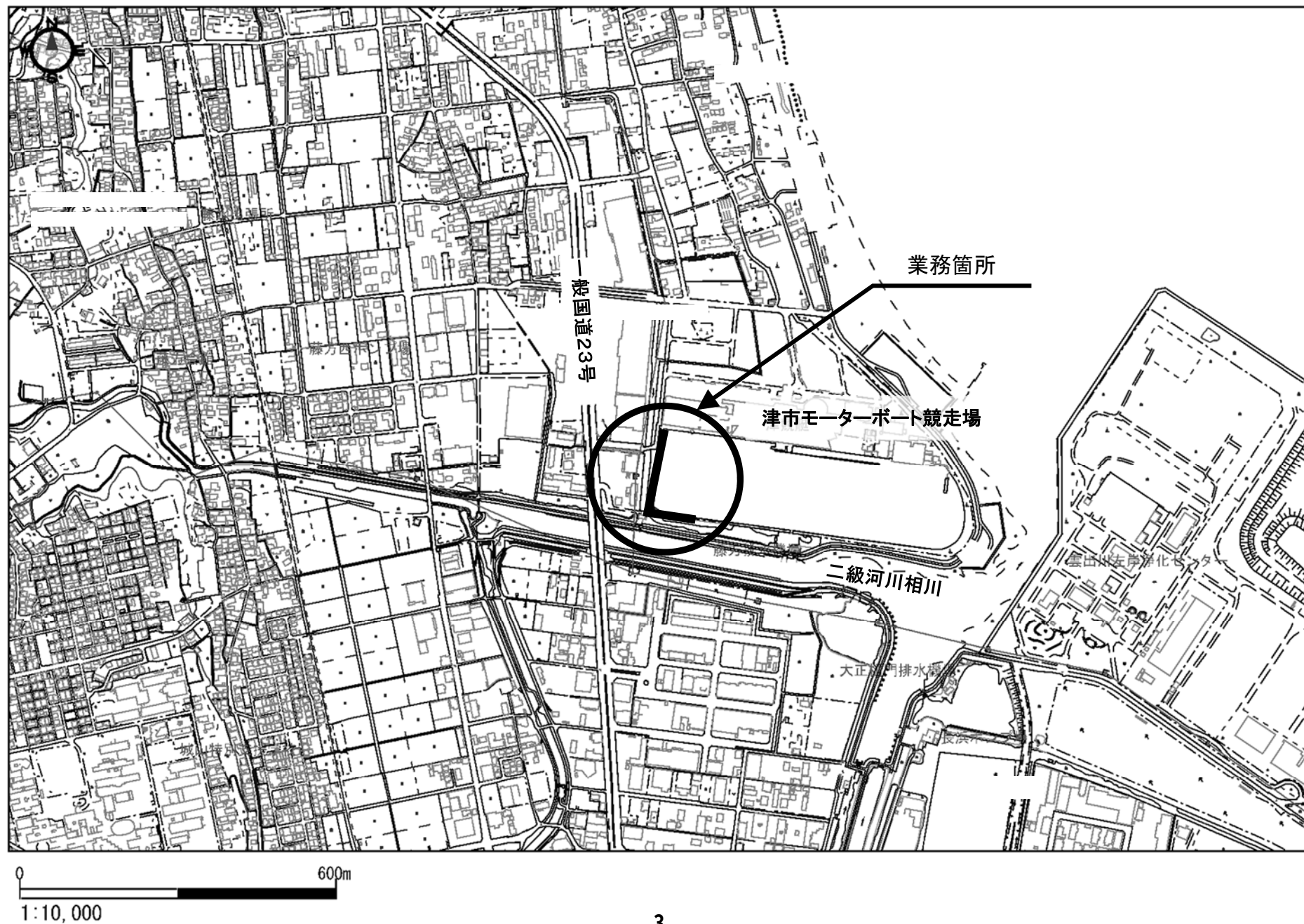
津 市
建 設 部 河 川 排 水 推 進 室

令和5年度	河川事推 第1－1号		業 務 委 託 設 計 書	
委託場所	津市藤方地内		次 長	
			室 長	
委 託 名	津市モーターボート競走場防風ネット改修に係る実施設計業務委託		検 算 者	
			担当主幹	
設 計 額	(うち消費税等相当額)		設 計 者	
履行期間	令和 6年 2月23日限り			
長	—	巾	—	
業 務 の 大 要				
防風ネット実施設計 一 式				

位置図

令和5年度河川事推第1-1号

津市モーターボート競走場防風ネット改修に係る実施設計業務委託



業務数量総括表

		業務名	令和5年度河川事推第1-1号 津市モーターボート競走場防風ネット改修に係る実施設計業務委託	当初	業 種	土木設計業務		
					項 目	防風ネット設計		
項目・工種・種別・細別			規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
防風ネット設計				式		1		
防風ネット				式		1		
防風ネット実施設計				式		1		
防風ネット実施設計				式		1		
共通				式		1		
共通（設計業務）				式		1		
打合せ等				式		1		
打合せ				業務		1		

業務数量総括表

		業務名	令和5年度河川事推第1-1号 津市モーターボート競走場防風ネット改修に係る実施設計業務委託	当初	業 種	土木設計業務	
					項 目	共通	
項目・工種・種別・細別	規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要	
関係機関打合せ協議		機関		1			
直接経費		式		1			
直接経費		式		1			
旅費交通費		式		1			
旅費交通費（率計上）（設計）		式		1			
電子成果品作成費		式		1			
電子成果品作成費（設計）		式		1			
直接原価		式		1			

業務数量総括表

		業務名	令和5年度河川事推第1-1号 津市モーターボート競走場防風ネット改修に係る実施設計業務委託	当初	業 種	設計業務		
					項 目	その他原価		
項目・工種・種別・細別			規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
その他原価				式		1		
業務原価				式		1		
一般管理費等				式		1		
設計業務価格				式		1		
消費税相当額				式		1		
業務費計				式		1		

令和5年度河川事推第1－1号

津市モーターボート競走場防風ネット改修に係る実施設計業務委託

数 量 総 括 表

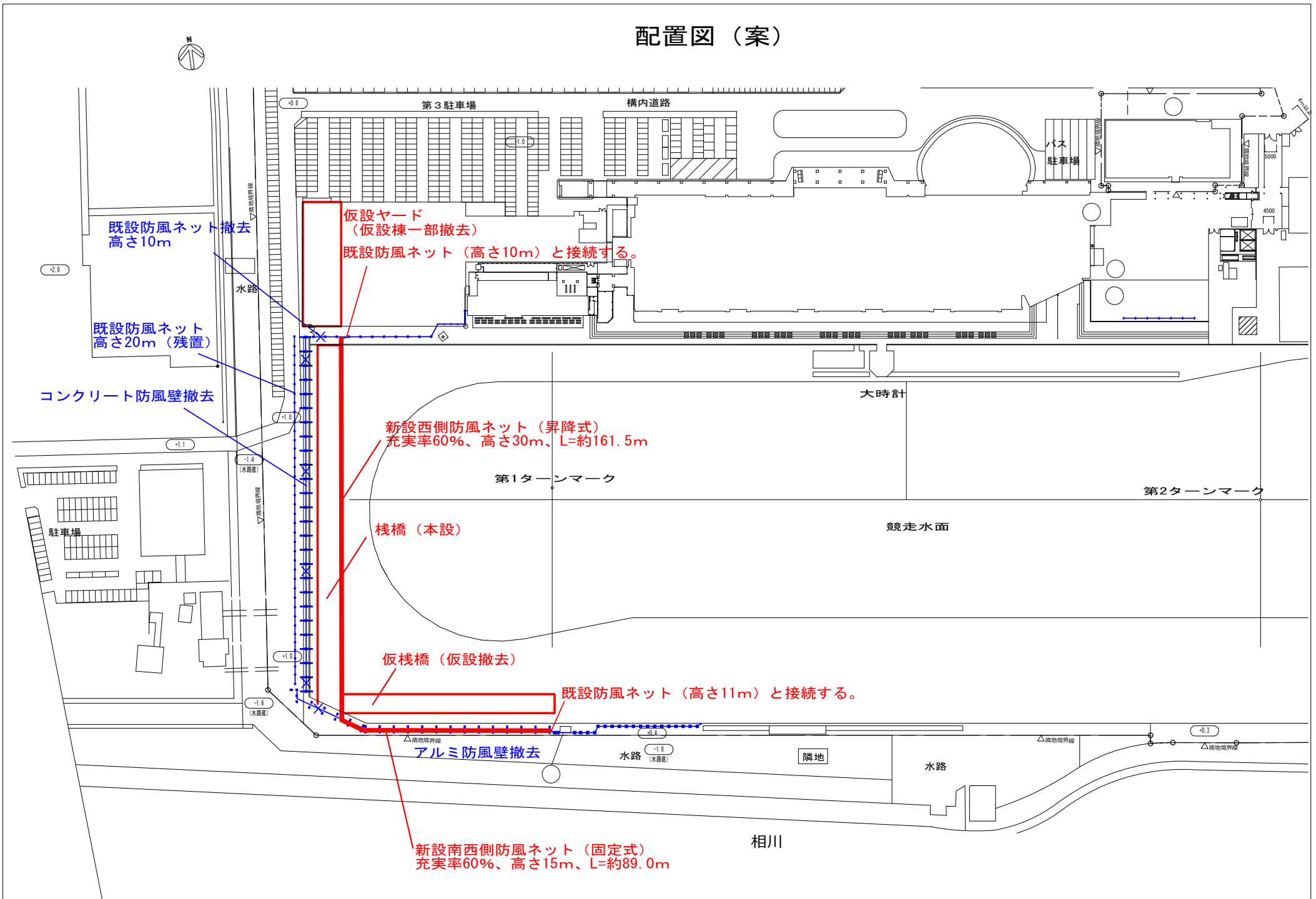
レベル1 : 防風ネット設計

レベル1 : 共通

レベル1 : 直接経費

業 務 委 託 数 量 総 括 表							
レベル1 (工事区分)	レベル2 (工種)	レベル3 (種別)	レベル4 (細別)	レベル5 (規格)	単位	数量	摘要
防風ネット設計					式	1	
	防風ネット設計				式	1	
		防風ネット実施設計			式	1	
			防風ネット実施設計		式	1	
共通					式	1	
	共通（設計業務）				式	1	
		打合せ等			式	1	
			打合せ	着手時・中間5回・納品時	業務	1	
			関係機関打合せ協議	1回	機関	1	
直接経費					式	1	
	直接経費				式	1	
		旅費交通費			式	1	
			旅費交通費(率計上)(設計)		式	1	
		電子成果品作成費			式	1	
			電子成果品作成費（設計）		式	1	

配置図（案）



〔一般仕様書〕

第 1 章 総 則

1. 業務の目的

本委託業務（以下「業務」という。）は、津市モーターボート競走場の競争水面に設置してある既設防風壁の劣化・損傷が著しいことから、津市モーターボート競走場防風ネット改修に係る基本設計業務委託成果品に基づき、精査及び検討を加え防風ネット改修工事を施工するための実施設計を行うことを目的とする。

2. 一般仕様書の適用範囲

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に従い行わなければならない。

3. 費用の負担

業務の検査等に必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

4. 法令等の遵守

受注者は、業務の実施に当り、関連する法令等を遵守しなければならない。

5. 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を堅持するように努めなければならない。

6. 秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

7. 公益確保の責務

受注者は、業務を行うに当っては公益の安全、環境その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

8. 提出書類

受注者は、業務の着手および完了にあたって津市の契約約款に定めるものの外、下記の書類を提出しなければならない。

（イ）着手届 （ロ）工程表 （ハ）業務担当責任者届 （ニ）職務分担表
（ホ）完了届 （ヘ）納品書 （ト）業務委託料請求書等

なお、承認された事項を変更しようとするときは、そのつど承認を受けるものとする。

9. 管理技術者および技術者

（1）受注者は、管理技術者および技術者をもって、秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

（2）管理技術者は、技術士（建設部門（鋼構造及びコンクリート構造物））、または技術士（建設部門（鋼構造及びコンクリート構造物））と同等の能力と経験を有する（技術管理者）あるいは R C C M（鋼構造及びコンクリート構造物部門）の資格保持者とし、業務の全般に渡り技術的監理を行わなければならない。

- (3) 受注者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

10. 工程管理

受注者は、工程に変更を生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

11. 成果品の審査

- (1) 受注者は、業務完了時に津市の成果品審査を受けなければならない。
- (2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。
- (3) 業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、津市の検査員の検査をもって、業務の完了とする。
- (4) 業務完了後において、明らかに受注者の責めに伴う業務の瑕疵が発見された場合、受注者は、ただちに当該業務の修正を行わなければならない。

12. 関係官公庁等との協議

受注者は、関係官公庁等と協議を必要とするときまたは協議を受けたときは、誠意をもってこれにあたり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

13. 参考資料の貸与

津市は、業務に必要な関係資料等を所定の手続きによって貸与する。

14. 参考文献等の明記

業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記するものとする。

15. 証明書の交付

必要な証明書および申請書の交付は、受注者の申請による。

16. 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合または本仕様書に定めない事項については、発注者と受託者の協議のうえ、これを定める。

第2章 調査・計画

1. 一般的事項

受注者は、調査および計画にあたり、事業の施工、施設の維持管理、総合的効果等について十分な検討を加えるとともに、問題点および疑義が生じた時は遅滞なく打合せを行うものとする。

2. 業務の手順

- (1) 業務は十分協議打合せの後、施行するものとする。
- (2) 管理技術者は、主要な打合せには必ず出席しなければならない。
- (3) 打合せには議事録をとり、内容を明確にして提出しなければならない。

第3章 設計

1. 設計基準等

設計にあたっては、津市の指定する図書および本仕様書「第6章 準拠すべき図書」に基づき、津市と協議のうえ、その基準となる事項を定めるものとする。

2. 設計上の疑義

設計上疑義の生じた場合は、監督員と協議のうえ、これらの解決にあたらなければならない。

3. 設計の資料等

設計の計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

4. 事業計画図書等の確認

受注者は、「第2章 調査・計画」の各項の調査等と併せて、設計対象区域に係る事業計画図書、しゅん工図書等の確認をしなければならない。

第4章 照査

1. 照査の目的

受注者は、設計図書に誤りがなく、さらに業務の高い質を確保するために照査を行わなければならない。

2. 照査の体制

受注者は、遺漏なき照査を行うため、相当な技術経験を有する照査技術者を選任しなければならない。

3. 照査技術者

照査技術者は、技術士（建設部門（鋼構造及びコンクリート構造物））、又は業務の履行に必要な知識と経験を有する技術者（技術管理者）あるいはRC CM（鋼構造及びコンクリート構造物部門）の資格保持者とする。

第5章 提出図書

1. 提出図書

成果品の提出部数は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------|------------------|
| (1) 実施設計提出図書 | |
| (イ) 報告書 | A 4判製本（金文字製本） 2部 |
| (2) 打合せ議事録 | 一式 |
| (3) 電子データ | 3部 |

第6章 準拠すべき図書

1. 準拠すべき図書

業務は、三重県業務委託共通仕様書に記載がある「主要技術基準及び参考図書」のほかに、下記に掲げる図書の最新版に準拠して行うものとする。

- (1) 発注者の道路埋設標準定規
- (2) 宅地等開発事業に関する技術マニュアル（三重県ホームページ）
- (3) 津市開発技術基準（津市ホームページ）

2. 上記以外の図書

上記以外の図書に準拠する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受けなければならない。

〔業務委託特記仕様書〕

業務委託特記仕様書

1. 特記仕様書の適用範囲

本仕様書は、「業務委託一般仕様書」の第1章の2に定める特記仕様書とし、本仕様書に記載されていない事項は、前記一般仕様書による。

2. 業務の内容

(1) 現地踏査

基本設計を参考とし、津市モーターボート競走場敷地内外の現地踏査を行い、防風ネット実施設計に必要な情報の確認、精査し状況を把握すること。区域外であっても改修工事の施工に関連する地区については必要に応じて踏査を行い、現地状況を把握し、とりまとめること。

(2) 資料収集

業務上必要な資料については、関係官公庁、企業体等に対し、所在および内容を確認したうえで、収集しなければならない。また、基本設計図書等の資料を整理確認し、実施設計に向けての基礎資料とすること。

(3) 施工計画検討

基本設計での検討を基に以下の内容について、必要な計画を記載した施工計画の検討書を作成すること。また、レースを運営しながらの施工及び他工事の調整などの制約の考慮を行うこと。

- ・工事実施にあたっての、交通処理計画、施工方法、施工順序、補助工法、支障物件の有無等について留意すべき事項を明記し、使用機械、仮設計画、仮設備計画についても説明すること。
- ・施工方法、施工順序及び使用機械
- ・材料及び使用機械の搬入計画
- ・概略工事工程計画
- ・施工ヤード計画
- ・工事中留意すべき計測計画
- ・施工にあたっての留意事項

(4) 防風ネット実施設計

1) 設計計画

業務の目的・主旨の把握や特記仕様書に示す業務内容の確認を行うこと。業務概要、実施方針、工程計画、人員配置計画の決定をし、使用する主要な図書及び基準の確認をすること。上記に関する作業計画書の作成を行うこと。

2) 設計条件の確認

関係法令、既存施設の課題、事業計画の内容を確認すること。

●本業務の設計条件（別紙配置図（案）参照）

1. 新設西側防風ネット：昇降式、充実率約60%、高さ30m、延長約161.5m。

既設防風ネット（高さ10m）と接続する。

2. 新設南西側防風ネット：固定式、充実率約60%、高さ15m、延長約89m。

既設防風ネット（高さ11m）と接続する。

3. 西側コンクリート防風壁、南西側アルミ防風壁を撤去する。
4. 西側既設防風ネット（高さ20m）は残置する。
5. 施工に伴う栈橋及び仮栈橋を設置する。西側栈橋については、維持管理のために本設とし、残置する。南西側仮栈橋については、仮設とし、撤去する。
6. 付帯施設における検討（基本設計の検討書を参考）
 - ・救助艇の待機場所の設置（現状施設程度を想定）
 - ・横断幕掲示場所の設置（パイプ2段構造を想定）
 - ・目隠しフェンスの設置（西側栈橋に高さ2mの設置を想定）
 - ・競技用レース信号灯の移設
 - ・ステージ前の消波装置の新設
7. レースを運営しながらの施工や、他工事との調整が必要となるため、制約がある施工方法・工程の検討及び調整。
8. 高さ30m防風ネット（昇降式）の制御盤設備及び電気配線設計。
9. 仮設棟の一部を撤去し、仮設ヤードとし、使用後の養生を検討する。なお、仮設棟撤去の設計委託は別途発注のため、調整を行うこと。

3) 形式選定

基本設計で選定された形式に対し防風ネット条件を基に、施工性、経済性、基礎構造への影響を考慮し精査、検討を行い、監督員と協議の上、形式、形状を決定すること。

4) 防風ネット設計計算

決定された形式、形状に対して、構造計算を行うこと。

5) 基礎工計算

決定された形式、形状に対して、安定・応力検証を行うこと。

6) 設計図書

工事実施に向けた設計図書を作成すること。

(5) 基礎工実施設計

1) 設計計画

業務の目的・主旨の把握や特記仕様書に示す業務内容の確認を行うこと。業務概要、実施方針、工程計画、人員配置計画の決定をし、使用する主要な図書及び基準の確認をすること。上記に関する作業計画書の作成を行うこと。

2) 基本事項の精査、検討

基本設計に基づき施工性、耐久性、用途に留意し精査、検討を行い施工方法も検討した上で実施設計を行うこと。防風ネット、栈橋・仮栈橋における基礎工の検討を行うこと。

3) 基礎工設計計算

決定された形式、形状に対して、構造計算、安定・応力検証を行うこと。

4) 設計図書

工事実施に向けた設計図書を作成すること。

(6) 栈橋・仮栈橋実施設計

1) 設計計画

業務の目的・主旨の把握や特記仕様書に示す業務内容の確認を行うこと。業務概要、実施方針、工程計画、人員配置計画の決定をし、使用する主要な図書及び基準の確認をすること。上記に関する作業計画書の作成を行うこと。

2) 基本事項の精査、検討

基本設計に基づき施工性、耐久性、用途に留意し精査、検討を行い施工方法も検討した上で実施設計を行うこと。栈橋・仮栈橋は既存防風壁（西側コンクリート防風壁、南側アルミ防風壁）の撤去及び防風ネットを新設するための仮スレージである。西側のみ維持管理のため残存するものし、南西側は施工後撤去を行う。

3) 栈橋・仮栈橋設計計算

決定された形式、形状に対して、構造計算、安定・応力検証を行うこと。

4) 設計図書

工事実施に向けた設計図書を作成すること。

(7) 復元撤去設計

1) 設計計画

業務の目的・主旨の把握や特記仕様書に示す業務内容の確認を行うこと。業務概要、実施方針、工程計画、人員配置計画の決定し、使用する主要な図書及び基準の確認をすること。上記に関する作業計画書の作成を行うこと。

2) 基本事項の精査、検討

基本設計を参考とし、防風ネットの施工上撤去する防風壁・防風パネル・その他配管等の範囲と方法について精査、検討を行うこと。撤去する期間はレース開催日程も考慮し必要最小限とし、住民環境に負担がかからない計画とすること。また、撤去に伴う付帯施設の移設についても実施設計を行うこと。

付帯施設における実施設計

1. 救助艇の待機場所の移設

2. 横断幕揭示場所の移設

3. 競技用レース信号灯の移設

3) 撤去及び移設設計計算

決定された形式、形状に対して、必要に応じて構造計算、安定・応力検証を行うこと。

4) 設計図書

工事実施に向け、基本事項で検討された設計図書を作成すること。

(8) 設計図書

1) 設計図面 (原寸 A1 サイズ)

必要に応じて、工事実施に係る以下の設計図面を作成すること。

1. 実施設計平面図 (1/500)

2. 撤去平面図 (1/500)

3. 移設平面図 (1/500)

4. 復旧平面図 (1/500)

5. 付帯施設平面図 (1/500)

6. 実施設計断面図 (1/100～1/200)

7. 各種構造図 (適宜縮尺を設定)

8. その他工事実施に必要な図面 (監督員と協議の上決定する。)

2) 数量計算書

1. 設計図面及び工事仕様書に基づく施工数量や材料の計算

2. 実施設計の検討に伴う応力や容量の計算

3. 発注者が提供する書式をもとに計算書を作成

(9) 建築基準法に基づく手続き

防風ネット30mについては、計画通知書（工作物）の提出が必要であるため、通知書の作成及び手続き対応を行うこと。通知書における設計者は2級建築士以上の資格を有するものが行うこと。

(10) 照査

照査技術者は、業務全般にわたり以下に示す事項について照査を行うこと。

1. 条件の確認内容に関する照査
2. 検討の方法及びその内容に関する照査
3. 実施設計に関する照査
4. 実施設計に関する照査

(11) 報告書作成

業務の成果として、報告書を作成すること。

特記仕様書 (設計業務条件一覧表)

No.1

明示項目		明示事項 (条件及び内容)
ア 適用図書	☒	設計業務等委託契約書 ☒ 設計業務等共通仕様書 (三重県) 【令和3年11月制定】 部分改定を行った内容も含む (最新改定令和4年11月) ☒ 三重県公共工事共通仕様書 (三重県) 【令和2年8月制定】 部分改定を行った内容も含む (最新改定令和4年7月) ☐ その他 ()
イ 業務計画等	☒	契約締結後 14 日以内に業務計画書 (工程表) を監督員に提出する。 ☒ 業務完了の10日前までに数量報告書 (工種、設計数量、実施数量等を記載) を監督員に提出する。 ☒ 業務日報は、監督員が提出を要求したときすみやかに提出する。 ☐ その他 ()
ウ 成果の提出	☒	電子記憶媒体で提出すること。ただし、その仕様等については三重県CAL S 電子納品運用マニュアル 【令和4年7月改訂】によるものとする。 ☒ 本業務における成果物の提出部数は、 (☒ 3部 ☐ (2)部) とする。 指示する期日までに提出する成果物あり。 () ☒ 検査用として成果物の印刷物 (A4版簡易フアイル、年度・委託名・完成年月・受発注者名を明示、図面は袋とじ) を1部提出する。 ☒ その他 (成果物の印刷物 (黒表紙の金文字製本) を2部提出する。)
エ 工程関係	☒	別途業務との工程調整の必要あり (別途業務名:) ☒ 関係機関との協議の必要あり (別途資料作成必要あり) その他 (津市モーターボート競走の施設運営をしながらの調査となるため、水上調査時期は監督員と協議の上決定すること。)
オ 管理技術者の要件	☒	管理技術者は、 (☐ 下記の者 ☒ 下記のいずれかの者) とする。 ☒ 技術士 (☒ 建設 部門 鋼構造及びコンクリート 科目、 ☐ 部門、 ☐ 部門・科目を問わない) ☒ 上記の技術士と同等の能力と経験を有する技術者 (技術管理者) ☒ RCCMの資格保持者 (☒ 鋼構造及びコンクリート 部門、 ☐ 部門を問わない) ☐ 受注者の責任において定めた、業務の履行に必要な知識と経験を有する者 ☒ 配置予定技術者届出書に記載した技術者を契約時に配置しなければなら ない。 ☐ その他 ()

- (注)
- 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 - 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
 - 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書 (設計業務条件一覧表)

No.2

明示事項 (条件及び内容)	
カ 照査技術者	☒ 概略・予備・詳細設計等については、照査技術者を定めなければならない。
照査技術者の要件	☒ 次の業務には、照査技術者を定めなければならない。 （防風ネット詳細設計、基礎工詳細設計、栈橋・仮栈橋詳細設計、復元撤去設計）
	照査技術者は、（ ☐ 下記の者 ☒ 下記のいずれかの者 ）とする。 ☒ 技術士 （ ☒ 建設 部門 鋼構造及びコンクリート 科目、 ☐ 部門、 ☐ 部門・科目を問わない） ☒ 上記の技術士と同等の能力と経験を有する技術者（技術管理者） ☒ R C C Mの資格保持者 （ ☒ 鋼構造及びコンクリート 部門、 ☐ 部門を問わない） ☐ 受注者の責任において定めた、業務の履行に必要な知識と経験を有する者 ☐ その他（ ） 照査は下記も含めて実施し、これに基づいて作成した資料は照査報告書に含めて提出しなければならない。 ☒ 詳細設計照査要領（国土交通省大臣官房技術調査課監修（平成29年3月版）） ☐ その他（ ）
キ 打合せ等	☒ 本業務における打合せ等の実施は次のとおりとする。 ☒ 業務着手時 ☒ 中間打合せ （ 5 ） 回 ☒ 成果品納入時 ☒ 関係機関打合せ協議 （ 1 ） 機関 業務着手時及び成果物納入時（成果物案の打合せ時を含む）及び設計図書で定める業務の区切りにおける打合せには、管理技術者が出席するものとする。 ☒ 中間打合せについては、管理技術者が出席するものとする。 ☒ 照査技術者については（ ☒ 業務着手時 ☐ 中間打合せ 回 ☒ 成果物納入時（成果物案の打合せ時を含む））の打合せに出席するものとする。
ク 資料の貸与	☒ 発注者の貸与する資料は、次のとおりとする。 （令和4年度河川事推第1-4号津市モーターボート競走場防風ネット改修に係る基本設計業務委託成果品） ☒ 貸与する資料の借用、返納においては、書面を提出すること。

(注)

- 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
- 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
- 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（設計業務条件一覧表）

No.3

明示項目		明示事項（条件及び内容）	
ケ	業務条件	☒	業務条件は下記のとおりとする。
		☒	電子メールを活用した情報共有を行う場合は予め打合簿にて監督員に報告を行うこと。実施方法については監督員の指示によるものとする。
コ	その他	☒	成果物の中で他の文献、資料等を引用した場合出典名を報告書に明記すること。
		☒	設計に採用する材料等について、「三重県リサイクル製品利用推進条例」に基づく認定リサイクル製品に該当する材料等がある場合は、採用を検討すること。検討した結果、該当する材料等については、監督員と協議のうえ、成果物（設計図面、数量計算書等）の使用材料を表示する欄に「認定リサイクル製品」と記載すること。
		☒	その他

- (注)
1. 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
 3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

前金支払いに関する事項

請負代金の額が130万以上の契約において、受注者が公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社の保証を明示した場合で、市が必要と認めたときには、契約額の10分の3以内で、かつ当該支出予算の範囲内で前払いするものとする。

特記仕様書

特記事項	条件等及び内容
暴力団等の不当介入の排除等	本市が締結する契約等からの暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人等(以下「暴力団等」という。)の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保することに関し、必要な事項を定める。なお、下記の内容における用語は、津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成27年津市訓第76号)において使用する用語の例による。 1 受注者等の義務 (1) 本市の契約等の相手方及び下請負人等(以下「受注者等」という。)は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。 (2) 受注者等は、暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。 (3) 受注者等は、暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。 (4) 受注者は、本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに本市に文書にて報告するとともに所轄の警察署に通報し捜査上必要な協力をするものとする。この場合において、捜査上必要な協力を行ったとき、受注者は速やかに本市に文書にてその内容を報告しなければならない。 なお、受注者等が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等の措置が必要となったとき、受注者は本市に契約期間の延長等を求めることができる。 2 入札参加資格者等及び受注者等に対する措置 入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有していると認められるときなどは、当該入札参加資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準(平成21年4月8日施行)に基づく指名停止措置を講じるものとする。 また、上記1の義務に違反した受注者等に対しても、同様に指名停止措置を講じるものとする。 3 契約等の解除 上記の暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。
配慮依頼事項	本契約を履行するにあたって、下記のことについて御配慮願います。 なお、本事項は、受注者の自由な協力をお願いするものであり、受注者が下記の内容に応じなかった場合に、受注者に対して、不利益を課すものではありません。 1 下請契約又は再委託(一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者を含む。)が認められた契約にあつては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者を活用すること。 2 資材、原材料等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達すること及び地元製品、地元生産品を使用すること。 3 建設機械、機器等の借入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借入れすること。 4 業務従事者等の使用人等が必要となる場合は、使用人等に市民を活用すること。
津市公契約条例	本市が締結する公契約において、労働者の労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地域経済の健全な発展を図ることに関し、必要な事項を定める。 なお、下記の内容における用語は、津市公契約条例(津市条例第22号)(以下「条例」という。)において使用する用語の例による。 1 受注者等の責務 (1) 関係法令及び条例の規定を遵守しなければならない。 (2) 受注者等は、労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。 (3) 受注者等は、労働者と対等な労使関係を構築するとともに、下請契約等を締結しようとするときは、下請契約等の相手方と対等な立場における合意に基づいた適正な契約を行わなければならない。 (4) 受注者等は、下請契約等の相手方を選定するとき、又は資材等を調達するときは、地域経済の発展に配慮し、本市の区域内に主たる事務所を有する事業者又は本市の区域内で生産された資材等を活用するよう努めなければならない。 (5) 受注者等は、公契約に携わる者として、社会的な責任を自覚し、公契約を適正に履行しなければならない。 (6) 受注者等は、条例第7条第1項の規定に基づき市長又は上下水道事業管理者(以下「市長等」という。)が行う報告の求め及び立入検査その他本市が実施する公契約に関する施策に協力しなければならない。 2 公契約の解除等 市長等は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するとき、当該公契約の解除、受注者等の指名停止等必要な措置を採ることができる。 (1) 条例第7条第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して応答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。 (2) 条例第8条第1項の規定による命令に従わないとき。 (3) 条例第8条第2項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。 (4) (1)から(3)に掲げるもののほか、条例の規定に違反したとき。 (5) 特定公契約にあつては、「労働環境の確保に係る誓約事項」に違反したとき。

特記仕様書

特記事項	条件等及び内容
労働環境の確保に係る誓約事項	津市公契約条例(以下「条例」という。)第6条の規定により、下記事項について了承し、遵守することを誓約します。 また、誓約内容に違反があった場合等における関係機関への通報、指名停止、契約解除及び違約金徴収について異議はありません。 1 津市公契約条例施行規則第8条に掲げる関係法令(次項において単に「関係法令」という。)を遵守すること。 2 関係法令に違反し、関係機関からは正勧告等があった場合は、津市長又は津市上下水道事業管理者(以下「市長等」という。)へ報告すること。 3 条例第7条第1項の規定による報告の求め及び立入検査に対し、誠実に対応すること。 4 労働者が条例第9条第1項の規定による申出をしたことを理由に、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないこと。 5 労働者に対し、条例の内容について周知を行うこと。 6 労働者の賃金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は、下請契約等の請負契約金額の見直し、労働者の賃金の引上げ等について適切に対応すること。 7 市長等が行う施策に協力すること。 8 労働報酬下限額の運用について (1) 受注者は、運用対象契約(以下「対象契約」という。)の受注関係者(下請業者等)及び労働者(以下「対象労働者」という。)に、当該試行について周知を徹底するとともに、労働状況台帳を津市へ提出することについて、同意を得ること。 (2) 対象契約について、受注関係者から労働環境の確保に係る誓約書を提出させること。 (3) 対象労働者には労働報酬下限額以上の賃金を支払うこと。 (4) 津市が指定する期日までに対象契約に係る労働状況台帳を提出すること。 (5) 津市が行うアンケート調査について協力すること。 (6) 受注者は、受注関係者の労働環境の確保に係る誓約書、労働状況台帳及びアンケート調査を取りまとめ、津市が指定する期日までに提出すること。 (7) (1)から(6)に掲げるもののほか、その他労働報酬下限額の運用に関し行う事務は、津市公契約条例労働報酬下限額運用マニュアルに基づき、適切に履行すること。 (8) 労働報酬下限額の運用に関する津市からの案内、通知及び指導には、誠実に対応すること。
新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等	本業務における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等については、下記のとおり徹底を図るものとする。 1 業務の円滑な履行確保を図る観点から、業務の現場等のみならず関係する会社・事務所等も含め、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、すべての作業従事者等の健康管理に留意すること。 2 新型コロナウイルス感染症については、特に、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件(以下「三つの密」という。)が同時に重なる場では、感染を拡大するリスクが高いことから、事務所等における各種の打合せ、更衣室等における着替えや食事・休憩など、多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などにおいては、他の作業従事者と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、三つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期すこと。 3 感染拡大防止対策を実施するために追加で費用を要する場合は、設計変更の対象とするため、監督員と協議を行うこと。ただし、感染防止対策について業務計画書に記載した上で履行することを前提とする。 4 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「業務の一時中止や履行期間の延長」が必要な場合には、監督員と協議を行うこと。 5 作業従事者等が新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者(以下「感染者等」という。)であることが判明した場合は、速やかに監督員に報告すること。また、保健所等の指導に従い、感染者等の自宅待機などの適切な措置を講じること。 - なお、感染者等であることが判明した場合は、本業務のみならず、受注者が本市と契約中の全ての業務について、一時中止の措置を行う場合がある。 6 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、受注者又は発注者は、履行条件、履行方法等に変更の必要があると認めるときは、津市設計業務等委託契約約款第19条(設計図書等の変更)の規定に基づき、発注者及び受注者が協議して、これを定めるものとする。この場合において必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料の変更の対象とするものとする。

令和5年度津市労働報酬下限額

労働報酬下限額	977円
---------	------

ただし、契約期間中に三重県の最低賃金額が労働報酬下限額を超えた場合は、三重県の最低賃金額を労働報酬下限額とする。